

御代田町農業委員会委員募集要項

1 募集人数

14名（うち、中立委員1名）

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日の3年間

3 職務内容

- (1) 毎月1回の定例会に出席し、農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定、農地転用許可に係る現地調査および審議
- (2) 農地利用の最適化推進に係る指針の策定
- (3) 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積活動
- (4) 農地利用の最適化に向けた、地域における協議の場への出席

4 委員報酬

会長 月額34,600円

会長代理 月額23,600円

委員 月額17,000円

委員報酬とは別に予算の範囲内で加算報酬を支給

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に実施することができる者で、農業委員の選任時において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として町内に住所を有する者
- (2) 町が設置する付属機関等の委員でない者
- (3) 他の法律で兼職が禁じられていない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要事項を記入の上、郵送又は持参により、御代田町農業委員会事務局（産業経済課農政係）に提出することとする。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しない。

提出書類

区長が推薦する場合	様式第1号
団体又は法人が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

7 募集期間（応募する場合）

令和8年2月1日から令和8年2月28日【必着】

※書類を持参する場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

8 選任方法

必要に応じて御代田町農業委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに推薦を受ける者、応募者の評価をし、町へ意見を報告する。

町において、同委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得た上で、農業委員を選任する。

9 推薦及び応募に係る情報の公表

農業委員会等に関する法律の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に御代田町ホームページ及び御代田町役場前掲示場で以下の内容を公表する。

- (1) 推薦をした者の氏名、職業、住所、年齢及び性別（推薦をした者が団体である場合は名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格・要件）
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者が、認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者又は応募した者が、農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (8) その他必要と認める事項

10 推薦及び応募に係る書類の提出先、問合せ先

〒389-0292

御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

御代田町農業委員会事務局（御代田町産業経済課農政係内）

電話 0267-32-3113 FAX 0267-32-3929